

地域の少子化対策について

平成26年10月2日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1. 子ども・子育て支援新制度関係 | |
| ○子ども・子育て支援新制度の概要 | ・・・ 1 |
| ○地域の実情に応じた子育て支援の展開 | ・・・ 3 |
| 2. 結婚・妊娠・出産に対する切れ目のない支援関係 | |
| ○妊娠・出産包括支援事業の展開 | ・・・ 7 |
| 3. ワークライフバランスの実現関係 | |
| ○育児休業給付への上乗せ助成による育児休業の取得促進について | ・・・ 8 |

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育
の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育訪問支援事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診

- ・実費徴収補足給付事業(新規)
- ・多様な主体参入促進事業(新規)

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
地域型保育給付
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

各市町村で
PDCAサイクル
を確保

○5年計画

○毎年度、点検・評価・公表

○計画と実績に乖離がある場合には、中間年を目安として見直し

地域の実情に応じた子育て支援の展開

人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、**一定規模の子ども集団を確保**しつつ、教育・保育の提供が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、**身近な場所で保育の場の維持**が可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、**在宅の子育て家庭に対する支援**を中心に展開
※取組を容易とするための見直し

〔 子ども・子育て支援新制度の 主なポイント 〕

① 認定こども園制度の改善

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
- ・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域実情に応じた展開が可能

② 小規模保育等への財政支援の創設

- ・「小規模保育」(定員6~19人)、「保育ママ」(定員1~5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

③ 地域の実情に応じた子育て支援の充実

- ・地域の実情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定
- ・在宅の子育て家庭(0~2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、**待機児童の解消**が可能

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、**機動的な待機児童対策**を講じることが可能

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、**多様な保育ニーズに応える事業**を中心に展開

新制度の基盤

④ 市町村が実施主体

- ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要³

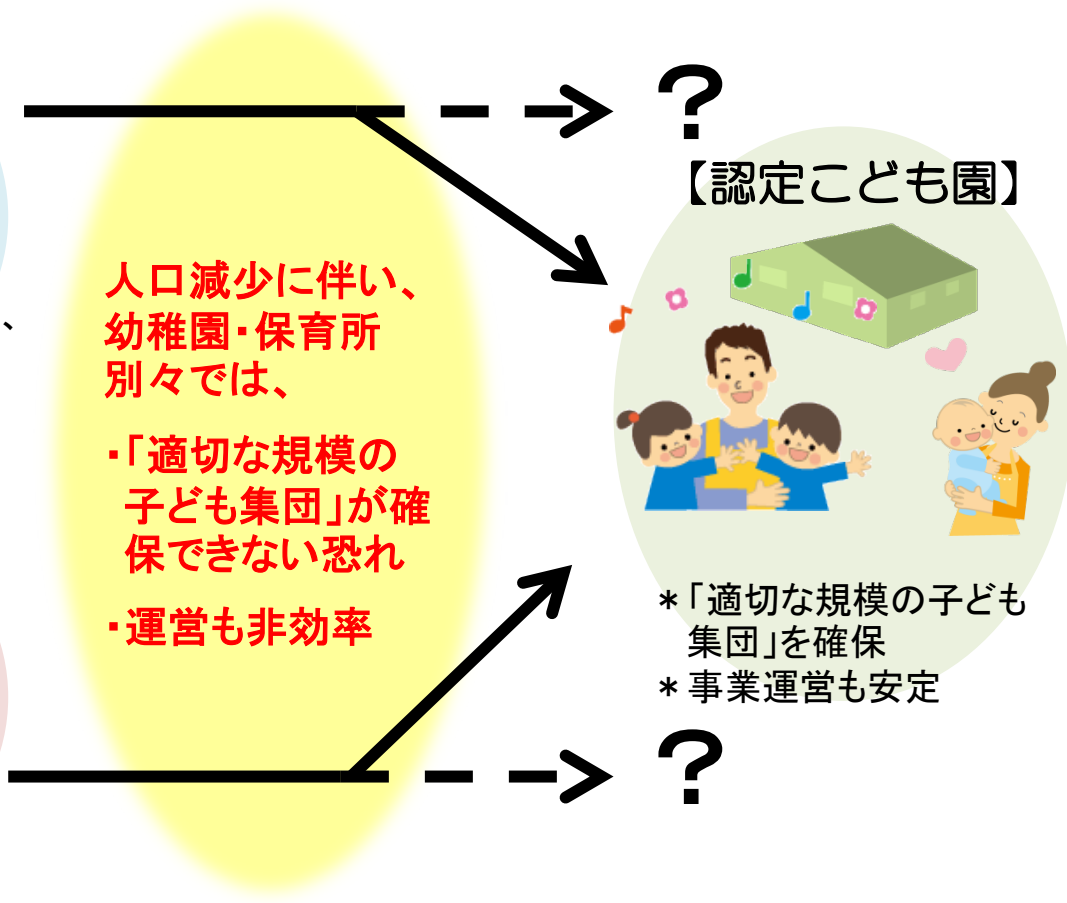
人口減少地域における認定こども園の展開

- 人口減少地域では、幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって極めて重要な「適切な規模の子ども集団」を確保できない恐れ。
 - 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」を制度化（平成18年10月）
- 新制度では、「認定こども園」の普及を阻む要因と指摘されてきた課題（①二重行政、②財政支援の不十分さ）について、制度的に解消
 - 地域のニーズ・実情に応じた事業展開が可能に

【幼稚園】



【保育所】



認定こども園数
（26年4月）

全国：1,359園

ベスト5

兵庫県	118
東京都	103
茨城県	99
北海道	72
長崎県	56

小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実(イメージ)

- 人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。 * 「多世代・多機能型福祉」の拠点としても活用可能
- 都市部では、認定こども園等をバックアップ施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。

人口減少地域

●郡部などの人口減少地域において、隣接自治体の保育所等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保

地域保育型・子育て支援事業

「多世代・多機能型福祉」の拠点としても活用可能

身近な地域で利用

小規模保育

放課後児童クラブ

交流、相談・助言機能

隣接市でも可

保育所等

バックアップ施設

保育所

放課後児童クラブ

地域子育て支援拠点

遠距離利用やそもそも利用断念している実態を改善

都市部

●小規模保育事業、家庭的保育事業

待機児童



小規模保育事業

家庭的保育事業

待機児童



保育所等

保育所等

バックアップ施設

バックアップ施設

人口減少地域における地域の子育て支援の充実

○地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて取り組める仕組み。

○各種事業の運営に当たり「人口減少地域では取り組みにくい」と指摘されていた諸要因については、新制度で、制度的に対応。

事業名	事業概要	人口減少地域への対応	
		現行制度の課題	新制度での対応
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	○利用児童数20人以上のクラブに職員2人分、19人以下のクラブに職員1人分の補助額としていたが、「ニーズはあっても、職員2人を配置可能な20人以上の利用児童の確保がネックになっている」と指摘	○「1クラブ2人以上」の義務付けに伴い、19人以下のクラブにも2人分の補助額を保障することとしており、事業実施が見込まれる。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の「預かり等の利用を希望する者」「預かり等を行うことを希望する者」との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	○会員数100人以上を補助対象としていたが、「ニーズはあっても会員数の確保がネックになっている」と指摘	○会員数50人以上まで補助対象を拡大することとしており、事業実施が見込まれる
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日等以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	○保育所等で2人以上の保育士配置を要件としていたが、「ニーズはあっても、少数利用者のための職員配置や施設開放がネックになっている」と指摘	○1人の保育士が子どもの自宅で行う「訪問型」を創設することとしており、事業実施が見込まれる。
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	○利用児童数にかかわらず保障される「基本分」と利用児童数に応じた「加算分」の組み合わせで実施されていたが、「ニーズはあっても経営が成り立つ利用児童数の確保がネックとなっている」と指摘	○定額の「基本分」を充実することとしており、人口減少地域でも、広域利用の仕組みづくりと相まって、事業実施が見込まれる。

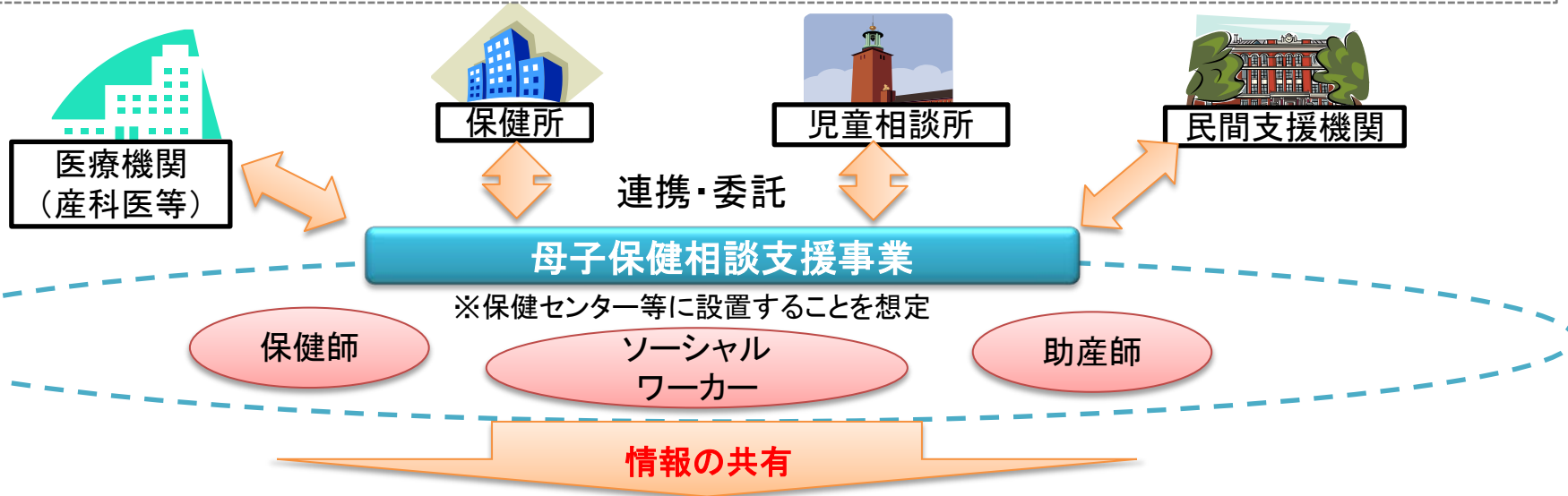
妊娠・出産包括支援事業の展開

- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点(妊娠・出産包括支援センター(仮称))**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー等を配置**して**きめ細やかな支援**を行うことにより、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。
 - **平成27年度実施市町村数(予定):150市町村** ⇒ **引き続き全国展開**を目指す

地域ごとの工夫をこらして妊娠・出産包括支援センター(仮称)を立ち上げ、母子保健コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行う**とともに、**全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成**【必須事業】

地域の実情に応じて、**産前・産後サポート事業、産後ケア事業等**を実施【任意事業】

妊産婦等を支える**地域の包括支援体制の構築**



育児休業給付への上乗せ助成による育児休業の取得促進について

趣旨

- 「日本再興戦略」改訂2014においては、2020年までに男性育児休業取得率13%を達成することを目標としているが、2013年の男性の育児休業取得者の割合は2.03%。
- 男性が育児休業を取得しない理由として経済的な理由があることから、**事業主が育児休業給付に上乗せして経済的支援を行った場合に、その2/3(大企業は1/2)を助成金として支給**することにより、男性の育児休業の取得促進とともに男女労働者の離職防止、継続就業を図る。

助成金の概要

- ・ 労働者が、育児休業給付金により賃金月額67%の給付を受けている期間において、事業主が当該給付に上乗せして経済的支援をしている場合、当該支援のうち賃金月額10%相当分までの2/3(大企業は1/2)を助成金として支給する。

<取得例：両親ともに育児休業をする場合（パパ・ママ育休プラス）>
女性労働者が6か月育休取得後、男性労働者が6か月育休取得

